

平成 26 年度小中一貫教育校の在り方検討会議(第 2 回)議事録

日 時 平成 26 年 9 月 16 日 (火) 9:30 ~ 12:00
場 所 かながわ県民センター 2 階 特別会議室
出席構成員 足立原隆之、井坂秀一、井村浩章、岩間章、遠藤仁一、柿木秀文、金子槇之輔、
香山哲哉、田中和久、西野博之、益田麻衣子、溝呂木正、屋敷和佳、
吉野雅裕、米澤利明 (敬称略・五十音順) は座長、 は副座長

司会 (米持グループリーダー) : 本日は、ご多用の中、お集まりいただき、ありがとうございます。
私は、県教育局支援部子ども教育支援課教育指導グループ グループリーダーの米持でございます。

7 月の第 1 回検討会議でも申し上げましたが、検討会議の議事録については事務局で作成し、
内容を確認いただいたうえで公開させていただきますので、よろしくお願ひします。

そのため、会議の内容につきまして録音をしたいと考えますがよろしいでしょうか。

また、この検討会議は、議題により特に非公開とする理由がある場合を除き、基本的に公開
とし、傍聴を認めることをお願いしております。

本日の議題においては、特に非公開とする理由はありませんので、公開とさせていただきます
と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

全構成員 : 特になし

司会 : よろしいでしょうか。それでは、公開とさせていただきます。

また、第 1 回の議事録につきましては、すでに公開済みなのですが、こちらの資料 1 につ
きましては、このように概要をまとめさせていただいたということで、公開の資料としてよろ
しいでしょうか。

全構成員 : 異議なし

司会 : 本日は、傍聴希望者がおりますので、ここで入場させてよいでしょうか。

全構成員 : 異議なし

司会 : ありがとうございます。それでは傍聴人に入場いただきますので、しばらくお待ちく
ださい。(傍聴人入場)

それでは、ただいまから、小中一貫教育校の在り方検討会議 第 2 回を開催いたします。報
道関係者におかれましては、写真撮影を行うことについて、ただ今から、次第の 4 内容の (2)
報告に入るまでの、約 10 分間としていただきますようお願ひします。

お手元の次第に即して、進行させていただきます。

開会にあたり、神奈川県教育委員会を代表し、吉野支援部長より、ご挨拶を申し上げます。

吉野支援部長 : みなさん、おはようございます。

本日は、お忙しいところお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

夏休みが終わり、子ども達の元気な笑顔がまた学校に戻ってまいりました。

さて、県も、先週の水曜日から本会議が始まり、初日に、「小中一貫教育校の在り方検討
会議」の検討内容、そして今後の小中一貫教育校の実現に向けた取組みについての質問が出

ました。この内容につきましては、翌日の新聞にも掲載されたところですが、この検討会議が、今県内でも大変に注目されている会議であるということが、改めて示されたものと実感をした次第です。

国の方でも、7月29日に下村文部科学大臣が中教審に「小中一貫教育校の制度化」に向けた具体策について中教審に諮問いたしました。それを受け、中教審の初等中等教育分科会では、特別分科会を設け、急ピッチで作業を進めているところです。こうした国の動向をにらみながら、皆さんで、神奈川らしい小中一貫教育校の在り方について検討し、方向性を出示していただくことになります。

本日は、2つの報告事項と、大きく2つの協議事項を準備させていただきました。また参考資料も含め、14の資料を用意させていただきました。本日のご協議の材料としていただき、前回同様、忌憚のないご意見をお願いできれば幸いです。

午前中の日程となりますが、どうぞ、よろしく願いいたします。

司会：続きまして、資料の確認をいたします。お手元の次第が付いております左肩止めのものをご覧ください。1枚目が次第です。その裏面は構成員名簿となっております。

次に、右上に資料1とある(2)報告「小中一貫教育校の在り方検討会議(第1回)協議の概要」。先程見ていただいた資料です。そこから1ページと始まりまして、続きまして3ページ、資料2「小中一貫教育校の在り方検討会議 作業部会(第1回から第3回)作業の概要」です。続きまして4ページ、資料3ここから協議に入る資料です。「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方」について(ア)神奈川県の小中一貫教育の定義です。

続きまして6ページ、資料4(イ)「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の「すがた」」。7ページ、資料5(ウ)「小中一貫教育校を導入することによる効果」。8ページ、資料6「小中一貫教育校を実施するうえでの課題と解決のための方策について」です。9ページは、資料7「小中一貫教育校の在り方検討会議」の取りまとめ項目(1次及び最終)<案>となっております。その後ろに、参考資料1から7までをまとめた冊子がございますのでご確認ください。

また、お手元の紙ファイルは、これまでにお示しした資料や国や県の資料です。紙ファイルの表紙をお開きになりますと、目次がございますので、資料名を記載してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思います。

また、この紙ファイルの資料につきましては、お持ち帰りになる場合は、次回以降も、御持参くださるようお願いいたします。お持ち帰りにならない方のものは、事務局で保管し、次回の会議にお持ちいたします。資料の説明は以上です。何か過不足等ございますでしょうか。

続きまして、本検討会議の委員について御連絡申し上げます。県市町村教育委員会の代表として、座間市の金子楨之輔教育長に、今回から御参加いただくことになりました。金子委員からご挨拶をお願いいたします。

金子委員：おはようございます。座間市の教育委員会の金子と申します。市町村教育長連合会の会長ということもございまして、この会に出席をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。

また、今回が初めての参加となります香山委員、井坂委員にもご挨拶いただきたいと思います。では、香山委員からよろしくお願いいたします。

香山委員：皆さん、おはようございます。県の公立中学校長会の香山と申します。よろしくお願いいたします。前は会が重複いたしまして、副会長の方に出席していただきました。今日から参加させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。井坂委員よろしくお願いいたします。

井坂委員：総合教育センターの井坂でございます。よろしくお願いいたします。前は所用がございまして欠席いたしました。今日から勉強させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

司会：ありがとうございました。続きまして、次第の(2)、報告に入ります。報道関係者におかれましては、これ以降の写真撮影はご遠慮いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ここからの進行につきましては、屋敷座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

屋敷座長：おはようございます。先程、前回の議事録について説明いただきましたが、横浜市の小中一貫教育について勉強させていただきました。いよいよ、推進的な依頼がくると思いますので、今日も熱心なご協議、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項につきまして、作業部会部会長であります遠藤委員からよろしくお願いいたします。

遠藤委員：皆さん、おはようございます。子ども教育支援課長の遠藤でございます。検討会議の第1回にて設置されました作業部会の部会長を務めております。その関係で私の方から、第1回検討会議の概要、及び、作業部会の作業の概要につきまして、報告させていただきます。

それでは、1ページ、先程ご覧いただきました資料1をお開きください。第1回の検討会議は、7月14日に開催いたしました。第1回の検討会議では、小中一貫教育に係る全国の状況を事務局から説明いたしました。

また、本検討会議における依頼事項、こちらは、ファイルに綴じ込んでおります参考資料の1枚目でございます、4つの事項を検討するよう依頼されております。

その後の協議では、資料1の概要にございますように、小中一貫教育校に関して、委員の皆さんがお持ちの意見や感想などをいただきました。資料1は、様々ないただいた御意見を、項目に分けながら事務局で整理をさせていただきました。

第1回の検討会議では、子どもの発達や学びの連続性などについて、また、子どもの視点に立って検討すること、インクルーシブ教育の考え方を取り入れていくこと、あるいは、地域のまとまりやコミュニティを大切にすること、といった、基本的な方向に関するご意見を頂戴したと考えております。

次に、3ページ、資料2、作業部会の作業の概要でございます。資料にありますとおり、7月30日の第1回から8月21日の第2回、9月3日の第3回と、3回の会議を持ちました。委員として作業にあたっていただいた方は、2番にございます14名となります。

作業内容としましては、神奈川県の小中一貫教育の定義、小中一貫教育校の導入によるメリット・デメリット、神奈川県がめざす小中一貫教育校のすがた等、本日皆様方にご協議いただ

くための材料をまとめていくというものでございました。

細かい内容につきましては、本日の議題のそれぞれのところで、私の方から作業部会がまとめた材料につきまして、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。なお、市町村からの意向調査につきましては、現在のところ取りまとめ中でございますので、ご了解いただきたいと思ひます。以上でございます。

屋敷座長：ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございますか。

全構成員：特になし

屋敷座長：よろしいでしょうか。それでは、作業部会が取りまとめた材料をもとにしながら、この後、協議してまいりたいと思ひます。よろしくお願いたします。

それでは、次に協議に入りたいと思ひます。はじめに、協議事項 「神奈川県としてめざす小中一貫教育校の在り方」について協議してまいります。

在り方を検討するために、まず、「神奈川県の小中一貫教育の定義」を確認することからはじめていきたいと思ひます。ご存じのとおり、小中連携、小中一貫教育については、制度的に位置づけられたものではございません。第1回の会議でもありましたが、全国の学校、市区町村において、様々な取組が進められております。小中連携との違いは何か、ということも先生方とお話をしていると出てくる話題です。その意味で、神奈川県としては、小中一貫教育をどう定義づけるのか、ということをも確認してから、次の議題に進んでいきたいと思ひます。

定義につきまして、作業部会ではどのように整理を進めてこられたのか、遠藤委員から説明をお願いいたします。

遠藤委員：それでは、4ページの資料3をお開きください。今、座長からもお話ございましたが、小中一貫と小中連携はどう違うのか、ということがしばしば話題に上りまして、その意味でも小中一貫教育についての定義を抑えておく必要があるだろうということで考え方をお示ししてございます。

まず定義を検討する前に、ホームページの下の方に作業部会の検討の視点ということで、なぜ神奈川で小中一貫教育校を行うのか、という話し合いから入って行きました。まず、その中では、多様なニーズや特徴を持つ子どもたちの9年間の学びと育ちを支えるために、小中一貫教育という手立てを用いていくこと。そして、連携教育については、県内のほとんどの地域で取組が進められていると。これについては、参考資料を見ていただきたいのですが、3ページの下の方に学校質問紙調査というものがありまして、神奈川県内の公立学校における小中連携の実施状況というようなことで、全国と神奈川を比較したグラフがござひます。これを見ていただきますと、全国よりも神奈川の方が、どちらかといえば取り組んでいるという状況です。資料の4ページの下の方に戻っていただきまして、2つ目の矢印のところですが、検討の視点、小中一貫教育という考えを打ち出すことで、これまで行われてきた連携において得られてきた成果をもっとより高い効果を生み出すと共に、学校教育の質を高めていくというふうなことで、小中一貫教育を行うのだらうという話になりました。

また、5ページの上の方に、「小中連携」と「小中一貫」の違いは何かということで、この整理も試みました。文部科学省の現段階での定義によると、小中連携は、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざすものとなっております。

県内の小中学校では、地区によって様々な取組がなされておりますが、主に接続する小学校6年生が対象となっているのではないかと思います。下の表の矢印のあるところですが、ちょうど小学校6年と中学校1年の間、これが中心になっているのではないかと思います。

小中一貫は、9年間を見通した、また、日常的、継続的な関わりという言葉がキーワードになるのではないかと。ですので、小学校1年生から中学校3年生が入っていくというような捉えになるのではないかと話になりました。

他地区における小中一貫教育の定義、ここには横浜、三鷹、姫路と載せてございますが、こちらもある程度参考にしながら、作業部会として定義をまとめさせていただきました。これは定義の案でございます。またここで、ご検討いただきたいと思います。

それでは、4ページの上に戻っていただきまして、神奈川県の小中一貫教育の定義ということで、案といたしましては、『小中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育』としました。

それぞれの文言についてですが、1行目の「小中学校が」というのは、小中学校に関わる全ての人（教職員、地域・保護者）ということですよ。

「同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し」のところでは、小・中学校を一つの学校とした一体感のもとに、地域の実態に応じた教育目標の実現をめざし、子どもたちを育む方向性を全ての人で共有する、ということですよ。

「義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、」というのは、学習指導要領は、校種間の円滑な接続・連携の観点で重視されており、この趣旨を十分に踏まえながら義務教育9年間を見通した教育内容を適切な時数で実施する教育課程を編成するということですよ。

最後の「それに基づき行う系統的な教育」とは、学校生活の中で指導に当たる教職員は義務教育9年間の教育活動を理解し、小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じた系統的な指導を受けることができる教育というように位置づけました。

文部科学省の定義をもとに、それぞれの言葉に意味を補足するような形でお示するという形で整理をいたしました。以上です。よろしく願いいたします

屋敷座長：遠藤委員、ありがとうございました。

それでは、まず、定義につきまして、御意見をいただきたいと思います。今、説明をいただいたところなので、にわかには頭に入ってこない部分があるかもしれません。多少時間をお取りしましょうか。

ポイントは連携と一貫の違いとにあるかと思いますが。実は中教審の前の特別部会の議論の中にも、平成23年度だったと思いますが、その時の中教審の作業部会の中での整理の仕方としては、「小中連携・一貫教育」というふうな書き方をしていましたが、今回の特別部会の中では、「小中一貫教育」という書き方をしています。この間、小中一貫教育というものが普及してきた、一般的になってきたということと同時に、その辺の使い方を整理しなくていけないと思いますが、一般的な言い方が変わってきたということもございまして。先ほども私から申し上げましたが、実は、その自治体によって小中一貫教育の定義が違うところございまして、これは、調査をしても、ある自治体は小中一貫教育であると捉えているものがある自治体

ではそう捉えていないということになってしまいますので、やはり共通理解、共通な定義できちんと解決をしていく必要があるかと思えます。

先程、遠藤委員からありましたご説明では、神奈川県としては、国の定義に則るような形で検討されてきたということでございます。

全国の中には、こういった事例があります。施設一体型で、つまり小学校と中学校が同じ校舎に入っていないながら、自分の学校は小中一貫教育をやっておりません、連携教育です、と言われるようなことがあります。その具体的なところまでは分かりませんが、ちょっと説明が長くなってしまいました。資料を見ていただきまして何かご意見がありましたらお願いいたします。

金子委員：質問でもよろしいですか。小中一貫教育ということになると、学校行事、運動会、体育祭、卒業式はどういったイメージになるのでしょうか。

遠藤委員：この後、メリット、デメリットのお話が始まるのですが、一緒に行うというようなイメージがございます。

金子委員：そうすると、体育祭、運動会を一緒に行うのは理解できますが、卒業式も同じイメージですか。

遠藤委員：これもまたこの場での話し合いで、イメージの共有になってくると思いますが、私一人としては、中学校でしたらやはり中学校段階の3年生が同じときに卒業という形になると思います。小学校の部分に関しては、何らかの区切りが必要になるかと思えます。

金子委員：もう一つ、小学校の課程を修了したとき、中学校の課程、この課程というものは、どういうふうになっているとお考えですか。

屋敷座長：私の方からご説明します。私はいくつか全国を回っていますが、その中では実に様々で、というのは、今の制度は小学校、中学校別々ですので、小学校で卒業式をやるのは当たり前だと思っていましたが、小中一貫校の中では、小学校の卒業式は特別にやらないという所もあるようです。

金子委員：ということは、入学式は小学校だけで、中学校は入学式をやらないということですか。

屋敷座長：そこは、小学校、中学校一緒にする場合もありますし、先程お話ししました小学校の卒業式をやらないところは、中学校の入学式はやらないという所もあるようです。

金子委員：神奈川県としてどういうイメージを持っていますか。

遠藤委員：イメージ的には、それはお受けいただく市町村との話し合いで決めていく。ある程度、私どもとしては、この定義と姿について、こういうイメージを持っているとまとめていただいて、それを市町村と調整しながら、正に地域の実状に応じてということで、ここできちんと決めるようなことは考えていません。

屋敷座長：全国的には、非常に特別なところもございまして、私が調査した中にそういった学校があったということです。

一般的には小学校、中学校それぞれでやるということが普通でして、更に言葉を付け加えれば、小中一貫教育というふうに言っても、実際の連携、あるいはその一貫する中身を見れば温度差が相当ありますし、従来の小学校、中学校とあまり変わらないところもあります。

金子委員：ということは、小中一貫校と小中一貫教育と分けて考える必要があるということですか。その一貫校としての条件が揃っているところはいいとしても、条件が揃わないところは

中々難しいと思うのですが、その辺をもう少し分かるように整理していただけるとありがたいと思います。

屋敷座長：今、小中一貫教育というのと小中一貫教育校というのは分けて定義する必要があるのではないかというふうなご意見がありました。私もまさにその通りだと思っておりますが、その他何かございますか。

米澤委員：2点質問したいのですが、1点目は、資料の5ページのところに「文科省における現段階での定義」ということで、小中一貫教育については「9年間通じた教育課程」ということで、「通じ」という言葉を使っていますが、今回ご提案いただいた定義の方では、これとほとんど同じですが、「義務教育9年間を見通した教育課程」というふうになっています。この「通じた」ということをどう解釈しているのか、それから今回の「見通した」という言葉を使っていますが、この「見通した」と「通じた」という違いがあるのかお聞きしたい。

それから、前回の会議でも神奈川県ならではの小中一貫教育をどう考えるかが重要であると指摘があったと思いますが、4ページの検討の視点、「なぜ神奈川県において小中一貫教育校を行うのか」というところで、この内容がちょっとなぜやるのかということが明確でないような気がするのですが。というのは、県内の状況では、円滑な接続をめざした取組がすでに進められているということで、これでは足りなくて、なぜ一貫にするのかがはっきり書かれていない。更に言うと、矢印のところでも多様なニーズや特色をもつ子どもたちの9年間の学びと育ちを育てるために小中一貫教育を行うと。ということは、現在、9年間の学びと育ちについて、どういうところが一番問題だというふうに捉えて今回提案したのかお聞きしたい。

遠藤委員：「通じた」と「見通した」のところですが、教育課程の編成について、学習指導要領がある程度見通したものになっているので、「通じた」ということになると、カリキュラムを編成し直す、教科の並びを編成し直すという意味合いが強いような気がして、「見通した」という言葉ですと、カリキュラムの再編成をしなくてもそのままできるのではないかというようなところで「見通した」にしました。

米澤委員：つまり、横浜市での「9年間の連続性を図った小中一貫カリキュラムに基づく」や、三鷹市の「9年間の一貫カリキュラム（指導計画）をとおして」ということではなくて、現状を見通してという意味で使ったということですね。

遠藤委員：幅を広くして、もちろん話し合いの中で、9年間のカリキュラムを組み直して、国の特例校の申請をしてやるということであればそれでも構いませんし、我々としては、それは市町村との話し合いの中でやっていきたいと思っています。

それから「学びと育ちを支えるために」ここの辺りは申し訳ありませんが、文言を整理せず、というよりは言葉で扱っていた部分であり、議論をしませんでした。

金子委員：国の方では、将来的には6-3制を見直したいというふうに聞こえますが、こういう国の意向にも対応できるような形というふうなことで県も考えていらっしゃるのですか。

遠藤委員：その分け方についても、4-3-2であったり、5-4であったり色々な分け方がありますので、今のところ私どもとしては、定義を大きめに作って、対応できるようにというふうに考えています。

溝呂木委員：同じ教育目標のもとというようなことがありますが、教育目標の方は校長が設定し

ていくと考えると、これは小中で一つの校長のもとで考えていくということでしょうか。横浜市の場合にはそれぞれいっしょのようなことだったのですが。

遠藤委員：その辺り全然考えておりません。1人でもいいし2人でもいいし、現状によってということで、いずれにしても同じ教育目標、めざす子ども像というのが9年間を通してきちっとしているということだけを言っていて、そこに派生するようなことはこれから考え、協議していきたいと思っています。

溝呂木委員：2人の場合には、校長同士が話し合いを持って、どちらかにするということですか。

遠藤委員：恐らく作りとしては、9年間を通した子ども像というのがあるはずですが、発達の段階に応じてそれぞれの目標は、分け方もあるかと思いますが、できてくると思います。それをつなげて一つのいい目標という形として考えることもできるのではないかと思います。

西野委員：そもそも論で申し訳ございません。私は最初に定義案の検討から入るということについて、少々戸惑いを感じています。「同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し」とありますが、そもそも、めざす子ども像というのを共有していかなければいけないのだろうかということへの迷いです。つまり、この文言だけを見ると、一般の市民感覚からすると、何となく戦前の教育に回帰していくようなキナ臭さすら読み取れてしまう。めざす子ども像の共有というのは、実際どんなレベルのどんなことを言っているのか、もうちょっと分かりやすくできないでしょうか。多様性がいっぱいあるとか、インクルーシブの視点などが見えてくると少し安心できるのですが、先程のなぜ一貫教育なのかということもまだピンとこない中での定義案なので、逆に定義が後からくる方がまだいいかと。少し抵抗感があるのですが、どうでしょうか。

遠藤委員：実は作業部会では、この定義の中に神奈川県らしいものを入れ込んでいこうということで、多様なとかインクルーシブなどいろいろと入れ込んでみたのですが、定義として入れてしまうとその通りにしなければいけないだろうという意見があり、その神奈川県らしさについては、次の6ページにある「すがた」の方に落としていくとよいのではないかと、というふうに議論いたしました。ですので、定義の中で考えていることをこちらの「すがた」の方で、こういう学校にしていきたいと思いますという形でお示しできたかと考えています。

西野委員：ですから、子ども像の共有というのはどういうプロセスで作られていくのかが問われているのだと思います。その学校の現場の先生達、あるいはPTAや保護者、子どもたち自身が、私たちの地域でこんな教育を求めている、こんな方向で行こうという参加型のシステムを構築していくのか。地域の大人達に子ども像を作っていくプロセスが見えてくるのか、教育事務所や学校長が我が校はこれでいきますと言ったら、それがめざす子ども像になるのかということです。市民感覚として「すがたに出ますよ」と言われても、一般的にはこの小中一貫教育の定義が一人歩きするのではないかと少し不安な感じがします。

遠藤委員：教育目標の立て方等も、できれば西野委員がおっしゃったことを盛り込めればいいのかと思います。地域の方々にも入っていただいて、学校もやっていくというコミュニティ・スクールも始まりますので、そういうところも一つの視点になっていくと思います。

岩間委員：この前少しお話をさせていただいたのですが、たまたま私の学校はコミュニティ・スクールをやっていて、小学校は小学校、中学校は中学校でそれぞれ教育目標を立てまして、その後で、企画を持ち寄り具現化をめざしていきます。こういう教育目標があります、こういう

子ども達を育てていきたいですというのを学校運営協議会にかけて、その年度は始まっていくわけですが、ですから、一応、地域、保護者の方もその議員に入っていますので、そういう形で地域も含めて教育活動を始めていくわけですが、今のところ小学校、中学校がバラバラですが、小中連携はやっております。やっていますが、今いったようなことで、教育目標は違っていません、めざす子ども像も当然小学校、中学校の段階が違うので、それぞれ持っています。そういった辺りのところを、今のお話のように小学校は小学校と中学校が話し合いながら、9年間を見通した教育目標を立てながら、めざす子ども像をつくっていくというのがこれからのイメージなのではないかと、お話しを伺って今、私は小学校の段階しかないわけですので、一応そんな作り方をしていくのかと思いました。

香山委員：色々ご事情があるのでわからないことはないですが、例えば、小1から中1までの9年間、子ども達の成長、それぞれに見合う教育目標ということで、それを一括した同じ教育目標と言うと、かなり大きな枠にせざるを得ないのかなと思っています。とりあえず県として大きな枠を作っておいて、先程のお話にもあったように、それぞれ地域事情もあるからということで、そこに応じてというふうに動かざるを得ないのかなと思いながら伺っておりました。

今回、自分の学校だけで生徒が1,500人いるので、それに5つの小学校を加えると6,000人くらい、地域も大きいし、そこをいわゆる中学校区ということで考えていくことになる、その意見を色々シェアしていくという段階でかなりの時間がかかるだろうという気はいたしますし、やはりそれぞれ、今まで当然個性的な学校の特性を出していくような形で5つの小学校がやってきておりますので、そういうことを考えていくと、あまりギスギスした形で絞り込んでいくと、身動きが取れなくなるという、やっていきながらその反省に基づいて県として考えていく、そういうふうな形からスタートするしかないのかなと思いましたが、やはり神奈川らしさと言われてしまうと、少しは押し出していけないと県でやっていく意味がないという気もしますので、それぞれのご意見を伺いながら発言していきたいと思っております。

屋敷座長：その他ございませんか。小学校、中学校がこれまであまり情報交換がなかった、そういう状態の中で小学生と中学生の連続性について色々課題があり、中1ギャップ、いじめの問題、不登校の問題等々そこに段差がある、その段差を少しでも解消し、小中の接続を滑らかにすることによって、先程申し上げたような課題がなくなるのではないかとということが全国的には言われています。そのためには、小学校と中学校の先生が色々相談をし、どのような子どもを育てるかということをお互いに理解することによって、小学校から中学校を連続して、その時々でどのように子ども達を育てるのかを含めて議論していきたいと思っております。教育課程は、これまで中学校は中学校3年間、小学校は6年間しか見なかったところを連続で見ただいて、もう少し接続をよくして子どもの成長がよりスムーズにいくようにしようということだと思っています。

そういった意味では、文科省の定義にもあります「めざす子ども像」というのが、そういう程度の中での話であって、先程、西野委員がおっしゃったように、戦前のイメージというのとはちょっと違うというふうに私は感じております。今は、小学校と中学校がバラバラに離れすぎているというところに課題があると、そこを何とかつなげることにより、義務教育としていい成果があるのではないかとということがポイントだと思っております。

ただ、先程もご指摘がありましたように、ではなぜ、神奈川で小中一貫教育をやるのかという理由の部分をもう少し練っていただいた方がいいようなところがありまして、課題が大きければ大きいほど、それに対して取り組まなければいけないという考え方が強くなりますので、その他にもう少し、神奈川でも色々な課題があると思いますので、今後は課題のところをもう少し検討いただいて、分かりやすくしていただければと思います。よろしいでしょうか。

西野委員：ぜひ神奈川らしさというところで言うと、ベースとして、小中一貫して「人権」、「人権に根ざした」という言葉が入ってくれたらいいなと思いました。

屋敷座長：今、西野委員がおっしゃったことは、神奈川の教育ビジョンにも書いてあります。インクルーシブにもつながるような気がします。ありがとうございました。

その他、定義について何かありましたらお願いします。定義はあくまで大きく網をはるというものでございますので、更に具体的なところは今後詰めていくというようなことになると思います。

香山委員：1点いいですか。9年間ということで、中学3年生だといわゆる義務教育の最終年度ということで、中学校としては社会に巣立つ、その中の選択肢として高等学校等ということもあるでしょうが、今後、先程から言っている9年間の学び、育ちということであるならば、「貢献」という視点も入れていただければと思います。「社会への貢献」、「地域への貢献」、そういった人材を最終的には育てていく。それはまさに義務教育を終えて社会に巣立っていく子どもたちに対する義務教育課程においての大きな柱ではないかと。今までは、中学校、小学校が分かれていましたので、小学校ではまだそこまでは難しいかもしれないですが、まさに9年間を見据えてということであれば、そういう視点も含めながらやっていただけるといいかと思えます。

屋敷座長：今、ご意見いただきました、これを定義に反映させるということですかね。

香山委員：はい、できれば。

屋敷座長：はい、ではこの辺は作業部会の方で検討いただくといことにしまして、今日のところは、ここに書いてありますような整理ということで、更に練っていただくということで進めたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次にまいります。協議事項（イ）「神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがたについて」です。遠藤委員から説明をお願いいたします。

遠藤委員：次に「すがた」です。先程お話ししたように、定義で中々落とし込みづらかったものを「すがた」というところで拾って、こういうものをイメージしているということがお示しできればということで、 から までですが、これは案でも何でもなく、ただの材料というふうに思っただけであればと思います、ですので、先程出ました「人権」、今の「社会貢献」について入れるべきだというのは、私どもとしては、このところに落とし込んで「すがた」というところでお示しできていけたらと考えてつくっております。

まずは神奈川県の特徴ですが、自然が豊かな地域もある。工業地帯もある。また、観光資源に恵まれている地域もあり、本当に様々な特色をそれぞれ地域が持っていて、地域の多様性というのが、一つ神奈川の特徴と言えるのではないかと考えております。

資料を見ていただきたいのですが、参考資料の1は、日本語指導が必要な外国人児童生徒の

学校別在籍状況ですが、やはり、これは愛知に次いで神奈川という順になっております。つまり、外国につながる子どもたちが多いという状況もあり、本当に学校の中に多様なお子さん達がいるという特徴もある。

2ページの参考資料2ですが、不登校の状況を見ていただきますと、小学校6年生が560人であったものが中学校1年生では1,500人ということで、約3倍弱。また暴力行為も実は小学校から中1で多くなっている。というふうなことで、やはり中一ギャップといわれる状況は、全国と同じような課題になっている。ですので、このようなことも特徴なのかと思っています。

3ページには教科に関する調査ということで、今年度の全国・学力学習状況調査の数字も載せておきました。

このようなことも参考にされながら、神奈川としての神奈川らしさをどういうふうに受け止めて、小中一貫教育校のすがたとしていくか、というふうなところで から をお読みいただいて、先程申しましたように、これが全て「すがた」お示ししていません。この中で、これが大切なことだ、これが神奈川らしさにつながるだろうということを議論いただいて、ぜひ「すがた」というものを段々と明らかにしていきたいと考えています。

また、先程の人権の話もありましたが、多様な在り方と言うとやはりインクルーシブな教育、共に学び共に育つ教育というのも一つキーワードになるのかと考えております。

また、参考資料に戻りまして、4ページには、三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育をやっているということで、載せさせていただきます。

先程、西野委員の方から学校目標について地域が一緒に入っているかどうかについては、この辺りでクリアにしているところもございます。

このようなことをできるだけ広い観点から神奈川らしい小中一貫教育のすがたを皆様方との話し合いの中で作り上げていただければというふうに考えています。

屋敷座長：遠藤委員、ありがとうございました。

ということで、資料4になるわけですが、このすがたについて議論をいただきたいと思います。遠藤委員、もう少し詳しくお願いいたします。

遠藤委員：それでは6ページの からご覧いただけますでしょうか。1つ目は多様なニーズに応え、共に学び、共に育つインクルーシブな視点が必要だろうと。2つ目は子ども達が多様な在り方を認め合い、尊重し、支え合い、様々な教育活動に意欲的に参加する学校。3つ目としては、小学校と中学校がそれぞれの地域の特色を踏まえた一つの学校目標のもとに、9年間のつながりを持った学習方法など、教職員と児童・生徒が共有しながら教育活動を進める。また、4つ目としては、発達の段階に即した学習規律、または生活目標、学校の決まり等を共有するような学校。5つ目は、複数の教職員が小・中学校を問わず継続的に児童・生徒に関わることで、日常生活や学習状況を的確に把握するようにすること。

次に学校の組織・運営については6番目になりますが、校舎等施設を共有しているか否かにかかわらず、一体感を持って行えるような学校。または7番目としては、小中学校の児童・生徒が共に活動することで、学校行事や部活動が活発化して活力のある学校。8番目としては、小学校1年生から中学卒業後を見据えた中・長期的な目標に基づいた支援を行える学校。9番目としては、地域コミュニティと関連して、地域資源のネットワーク化を図り、それぞれの地

域の実態に応じた協働を通して、9年間を過ごす児童・生徒の成長を育む地域の核となるような学校。

その他といたしましては、小・中学校の校舎・施設が離れている場合、「一つの小学校と中学校」、「複数の小学校と一つの中学校」、「複数の小学校と複数の中学校」と様々な立地条件がありますが、その場合でも定期的な授業交流や合同行事の実施などで、児童・生徒間、教員間の人間関係・信頼関係を深めることを通して、共有した教育目標の実現をめざす学校。というようなことを書きましたが、それ以外にもたくさんあると思いますので、ご意見をいただければと思います。

屋敷座長：ありがとうございました。ご意見いただきたいと思います。

金子委員：「すがた」を見て、参考資料の2でいわゆる中1ギャップというのが、中学1年生で顕著に表れていて、今、こういった「すがた」に近づいた学校になれば、どの程度中1ギャップがなくなるかと、それはどんなふうにお考えになっていますか。

なぜ、中1ギャップ、つまり子ども達が中学1年生になると途端にストレスが増えてくるのだろう。6年生と違ってストレスがものすごく強くなってくる。そのストレスは何かというと、私が思うに一つは評価、つまり、中学1年生になると途端に5、4、3、2、1になる。その評価が自分という問題を改めて認識させられる。まず勉強面、これは相当なストレスになっていると。これをどう回避するか。

もう一つは、担任の先生が小学校ではお1人で全て人間関係を含めやっていたのが、途端に入れかわり立ちかわり先生がやってきて、担任の先生との人間関係が希薄化してくる。それが中1ギャップの大きな要因ではないかと思えます。

だとすると、それが何らかの形で「すがた」に表れていなければいけないのではないかと思います。だから、少なくとも5、6年生は、中学校は教科によって先生がどんどん入れ替わっていく、そういう訓練をするのもいいでしょうし、小学校の評価もやはり変えていかなければいけない。例えば、親が小学校の評価を見ていて、中学になると突然変わってしまう。一体何なのだと。自分の子をどう見ているかという、それを場合によっては180度も変えなければいけない。親も大変なギャップがある。その辺をきちんと整理して、評価をどうするのかというのを保護者にもきちんとわかるような、私は小学校の評価についても中学校の評価についても納得はしていませんが、そういうところが中1ギャップの元々のところで大きいのではないかと思います。

それからもう一つは、中学校では部活動に入る。そうすると、今度は今まで以上の上下関係、上級生と下級生の上下関係に出くわすと。そういうことによるストレスというのが子ども達の前にあります。これは学校ですが、家庭では家庭で色々あるでしょうが、学校と家庭の悩みが一つになった時に結果として表れてくる。家庭の方でのきちんと話を聞いて、今日1日どうだったかをきちんと聞いてサポートできれば、そのギャップも和らいでいくのでしょうか、家庭は家庭で、働くお母さんが増えていくと、中々子どもの話を聞いてあげられない、そういう時間的余裕のない家庭が増えている。こういう中で、こういう「すがた」で中1ギャップが本当に減っていくのだろうか、この「すがた」ではあまり減らないように思います。

屋敷座長：評価と学級担任制から教科担任制への移行を含めてお話しいただきました。これはP

ＴＡの益田委員と足立原委員にこの辺りについてご意見をいただきたいのですが。

足立原委員：先程、定義からすがたということで、中々具体的なことが書いていないので意味がつかみづらいところもありますが、「すがた」のところの地域コミュニティの関係についてですが、こちらの地域資源のネットワーク、９年間過ごす児童・生徒に対して協力するということだと思いますが、「すがた」としては、もう少しもりよくした方が分かりやすいのでは。地域としてサポートする人はたくさんいますが、一貫教育について、となるとこの２行だけだと地域の人達は何をしていいのかわからない部分があるので、具体的に何かイメージすることがあれば教えていただきたい。

遠藤委員：これについては、定義をやる中でこういうことができたらいいいということで、羅列しただけでして、これを「すがた」にしたいという提案ではありません。できれば委員の皆様から、逆にこういう点を入れたらどうだという意見をいただいて、それを作業部会に持ち帰る内容でございまして、ぜひ、逆にもう少し強くするとしたら、こういうところを分かりやすくしてほしいといった意見をできればいただきたい。これは材料です。ただ、作ったものに関しては、資源のネットワーク化を図り、地域の実態を踏まえ、皆で一緒に取り組んでいくという活動を通して、９年間子ども達の成長ができるような学校がいいのではないかとということここでこういうものを落とし込んでいるわけですが、もう少し具体的にということだと中々難しいです。

屋敷座長：もし何かイメージがありましたら、今後ご発言いただければと思います。

足立原委員：今、小学校のＰＴＡをやっているので中学校は分かりませんが、小学校でも地域の会議をやったり、中学校でまた同じ人達による地域の集まりがあったり、両方共有の会議ですが、同じ時期に同じ人達が同じ月に２回集まったりするので、その点に関しては小中一貫でそういう集まりとかも回数が減るかと思っていますが、定義の方で「小中学校が」ということについて、「教職員、地域、保護者が」となっているので、地域としても子どもの学力について神奈川県が低いといくことなので、なるべく家庭学習などをやらせるように保護者の人達もＰＴＡに巻き込みたいということもありますが、小学校では外国籍のお子さんが１割いたりといった環境ですので、なかなかこういった浸透が深まらないので、地域コミュニティの部分を活用していく場を違う形で模索していくようなことですので、具体的にはこうした方がいいというのは中々難しいです。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは益田委員お願いします。

益田委員：今、金子委員がおっしゃたことは本当にその通りだと思って、納得して聞いたのですが、やはり保護者の立場からすると、小学校の評価から中学校の評価はガラッと変わってしまう。そこで保護者がどう関わるかということ、やはり塾に行かせなければという方向にいつてしまう。それはすごく私も問題だと思ってまして、小学校では、６年生が１年生を守るという教育をしていると思います。中学に行くとガラッと変わって、３年生が１年生にすごく厳しくあたるとい、昔から変わらないですが。小学校６年生として下をすごく大切にしていたのに、どうして中学校１年生になったらこうになってしまうのだろう、そういう気持ちもあると思います。なので、小中一貫教育というのはとてもいいことだと思います。正直５、６年生になりますと、小学校が幼いと感じる子ども出てきていると思います。小学校の教育が甘いというか、もう少し厳しくしてもいいのではないかと、中学校の教育を入れてもいいのではないかとという子ど

も達も正直いると思います。小学校では物足りなくなっている子ども達というのたぶん一部いると思います。そういう子たちが私立受験をしてしまったりというふうにもなっているので、一貫したはいいですが、成長が求められるような一貫、評価の面も含めてもう少し考えていただければいいかと親の立場としては思います。

屋敷座長：ありがとうございました。これに関連しての香山委員、岩間委員何かありませんか。

香山委員：厳しいご指摘ありがとうございます。そういうふうにご覧になっているところもあるかと思いますが、実態はそういう学校ばかりではないと思います。やはり厳しさという親御さんの感情としては、そういうことは重々分かりますし、先程言いましたように私どもの学校には1,500人の生徒がおりますので、それだけの親御さんも子ども達も周りにいるということで、そういった意味で親御さんとの風通しとか学校を支えてくれる地域の皆さんとの意見交流とか、先程も言いましたように5つの小学校がありますので、中学校は5箇所に行くわけですよ。5回会合に出るわけですよ。そういう中でやはり、小学校時代の教育観の差、地域差もあるので、そういった意味では色々仲間良くなる中で、中学校が色々学んで帰ってくることもあり、ご指摘があったほど今現在、小と中が離れている認識は、連携を何年かやっていることによって随分つながりができてきたという話もありましたが、むしろ実感としてはそちらの方、必ず毎年何回も子ども達の交流もあるし、教職員の交流もあるし、行事の交流もあるし、特に6年生に対しては、教職員が行ったり、生徒が行ったり、6年生に来てもらったりしていますので、そんな感じだと思います。ですから、せっかくできているものを、よりこれから一貫という考え方の中で進めていく、そういう視点でやっていただくことが現実的かと思っています。

先程言いましたように、中学校は社会に出て行く前の最後の3年間なので、やはりそれなりの社会で自分を活かしていくための自尊心であるとか、プライドであるとか、そういうものを育成していく。それから、やはり異年齢集団との付き合いもこれから出てくるわけで、決してそれはいわゆるいじめや厳しい仕事とかではなくて、色々な行事を通して子ども達がいい意味で鍛えられていく、同年齢集団から異年齢集団への幅も含めての関係力、人間関係力を身につけていくということは意図的にやっています。ですから、先程話しました自尊心、プライドを含めての人間関係力、それから最終的に社会で自分を活かしていくための貢献力、こういうふうな視点を持って育てていくというのが中学校の実状だと思うので、それを小学校とも共有することによって、また小学校は小学校で非常に丁寧な、優しい、受容的な、そういう関係を先生と子ども達は持っていると思うので、そういうものももちろん中学校側も取り入れてというようなことで。いくつかキーワードということの中では、私も今日、ここへ出させていただいて気づいてきている。そういうことを皆さんからご意見いただく中で、少しずつイメージを固めていければいいかと思っています。

屋敷座長：ありがとうございます。香山委員のお話を聞きますと、小・小間の連携というのが非常に重要だということになります。

岩間委員：小・小間も大切ですが、やはり小・中、小・小はだいたい組織というかシステムが似ているので、子ども同士顔の見える交流ということではやりますが、やはり今お話があったように、評価については全くその通りだと私も思いました。勉強させていただきました。あと、小学校のシステムと中学校のシステムは違いますね、小学6年生が小学校1年生を守る、無理

矢理人間関係を縦割り班とか作ってやっている。それが、中学に行くと、部活等々で、今までと違う人間関係が生まれてくる。そこについては、子どもたち自身も色々話には聞いているが、実感として持っていないし、体験として行ったとしても実感として持てないということがあるのかなと思う。もっともっと一貫教育をする中で、雰囲気といったものが実感として持てるようになるのもっと違ってくるのではないかな。そういうことをとおして中1ギャップというのが埋まっていくのではないかな。今、5、6年だけではなく、けっこう担任だけが授業をするのではなく学年内で交換授業をする機会がとても多いです。一人の先生で子どもたちを見るというのは、非常に視野が狭くなってしまいうので、学年の中で回しながら、たくさんの目で子どもたちを見ていくという、小学校の中でも手立てをうっている。一番は、小学校と中学校の組織の違い、子どもたちが生活していくシステムの違い、これが一番大きいかなと感じている。

屋敷座長：全国の中では、小中一貫を進めていく中で、小学校の高学年に教科担任制を取り入れたり、中学校の先生が入ったり、という事例がある。この効果としては、先ほどの色々な接続の時の課題のある程度の緩和にはつながっていくと思うのですが、このあたりは、感触として、どうでしょうか。

金子委員：私は、究極「人」だと思う。中学校の先生が小学校に行って授業ができる、小学校の先生が中学校に行って授業ができる、それはオープンな関係の中で授業を行ったり来たりできないと絵に描いた餅になってしまう。いくら文言で、定義を決めても、実態では変わらない。小・中学校に学校訪問に行っても、学校文化が違う。そうしたことを考えたとき、小中学校の先生方が気軽に行ったり来たりする、そういうシステムを作っていない。ところが、今のところそこにはネックがあって、要するに教員の免許状が、気軽に行き来できない形になってしまっている。それを、県には、取っ払ってもらいたい。ある程度、特定の人でもかまわないから、この人には小学校の免許を与えますよ、この人には中学校の免許を与えますよ、そういう形で、研修が必要であれば、夏休みの期間に研修を行うとか、まずそれをやっていくということが大事なのかな、とっております。これは、県への要望です。

屋敷座長：免許の件については、中教審の方でも今検討されているところです。進み具合をぜひ確認いただきたいと思います。

金子委員：もう一つ、評価がすごく大きいのではないかなと思います。小学校の評価と中学校の評価が違う。中学校に行ったら変わるんだよと思ってもらえるのであればなんということもないが、ところが、子どもたちが中学校に行っても、小中一貫というのはつながっていることだということが、逆に誤解を与えることにもなりかねない。中学校の文化と小学校の文化は全く違うわけですから、中学に行ったとき、気持ちを切り替えて、今日から中学生なんだということを思って入ると、そのまま行くのでは心構えが違う、子どもの。はたしてそれがいいことなのか。

私は、国語の教師として、作文を数多く書かせました。6年生の作文と中学1年生の作文、心構えが違う。6年生は最上級生だという意識でいろんなことを、先生にご指導をいただきながらやっている。大人なんですよ。中学校に行くと、最下級生ですから、急に一番下になる。このギャップというの、大変なことです。これが、学校が変わったんだから切り替えなくちゃ、というようにできる子とできない子と、このできない子が中1ギャップになって現れてく

る。それをどう少しでも緩和できるのか。5年生からはしっかりと内容の評価を付けた方がよいのではないか。

屋敷座長：全国の中で、一体型で小中一貫をやっているところでは、5年生から中学校と同じ定期試験をやっている、評価も同じようにやっているというところもあります。

西野委員：ちょっと待ってください。今、座長がおっしゃったような小5から定期試験をとという話になっていくあたり、評価の話って悩ましいですよ。むしろ、内申書の考え方が小学校にもおりてくるという心配が一方では出てくるな、と思いました。中1ギャップの話に出てきたように、点数評価の問題と部活でがんばり、いい成績をとるようにがんばっていないと希望する高校に行けないというプレッシャー。常にいろんなところで大人の目、先生の目を気にしていなければならない緊張感。そういう評価にからむ問題が小学生におりてくる。そういったものをどう扱っていくのか、大きな教育課題だなと感じています。これらを作業部会でどのように検討できるか、作業部会で検討の中に先ほど香山委員のお話の中にあった自尊心の問題、小中一貫して自己肯定感や自尊感情を育むといった内容はぜひ入れていただきたい。

屋敷座長：そのほかにはございませんでしょうか。

米澤委員：意見と要望と2点です。資料に関して、小中一貫教育校の教育課程及び指導内容について、どうことなのか興味のあるところです。これから候補のモデル校を探すということですが、そのときには紹介されていく内容になるかと思います。そうやって見ていったときに、1番、2番、4番は、小中一貫教育校でなくても、これは当然めざさなければならないものですよ。インクルーシブの視点で児童・生徒の学びと育ちを見つめるというのはすごく大切なことなのですが、これは、小中一貫教育校でなくてもやるべきこと、なぜ、これが一番先に出してきているのかな、と。もう少し、小中一貫教育校ならではのものについて、作業部会でもう少ししっかり検討していただければ。

もう一点は、参考資料2の方なのですが、ここには課題と思われることのデータが載っているわけですね。神奈川県では、横浜市が先行して、小中一貫教育ということで考え方が進んでいますよね。神奈川県ですから、当然、横浜市も含まれている内容だと思います。参考資料2と3、両方ともそうですが、横浜市を除いたらどうなるのかな、ということに興味があります。もし、次、横浜市としてはどんな効果があるのか、あるいは、どんな問題があるのか、ということで、課題として、データとして示していただけるとありがたい。

屋敷座長：というご注文がございますので、部会での検討をお願いします。その他ございますか。私から一つお願いしたいことは、このすがたについて、先ほど米澤委員からも小中一貫校でなくても進めるべきものがある、とありましたが、小中一貫をやる学校においても、最低限このあたりは押さえておいてほしい、というものと、これはかなり小中一貫がうまくいって進んできて発展してきたらこういったことまで可能である、という段階があるのだらうと思うのですが、このあたりも含めて整理をいただけないかな、と思います。そのときには、先ほどの評価の問題も入ってくるという気もします。その他、このすがたについて、どうしてもこれは検討しておいてほしいということなどございましたらご意見いただけますか。

それでは、また、意見につきましては、今日の資料の最後に、この会が終わって事務局に提出する用紙がありますので、よろしく願いいたします。

さて、それでは次に参りたいと思います。「小中一貫教育校を導入することによる効果」です。協議事項(イ)になります。まず、遠藤委員から説明をお願いいたします。

遠藤委員：小中一貫教育校を導入することによる効果につきましても、教育課程及び指導内容等について、学校の組織・運営について、地域コミュニティとの関係について、という視点で整理をいたしました。神奈川県としてめざす小中一貫教育校のすがたが確定しておりませんので、一般的に考えられることを協議の材料としてお示ししております。

さきほどの「すがた」の中で御協議いただいたことをふまえて、あらためてその効果を、これがまず必要だろう、というような効果をご協議いただければと思います。

概略ですが、7ページです。児童・生徒にとってですが、この丸数字は重要度を言っているわけではありませので、便宜的に1番からということでご理解ください。中学校の教員が小学校の児童に対して専門を活かした指導を行うことで、学力の向上や学習意欲の向上が図れるだろう。2番として、学習の仕方などの学び方の系統性が保たれることで、とまどうことがないだろう。3つめとしては、小中学校の教職員が共通の指導方針の下で普段から関わることで、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる。4つめとしては、教職員が9年間という長いスパンで見守ることで、児童生徒は精神的にもゆとりを持って過ごすことができる。5番目としては、下級生が上級生と普段から関わることで、自分の成長について見通しを持つことができる。6つめとして、上級生は逆に下級生と普段から関わることで上級生としての自覚や思いやり、また、自己有用感を育むことができる。

次に、教職員にとっては、指導内容が継続的かつ系統的に整理できるので、学習の効率化が図られるだろう、高い学習効果が期待できだろう、特に、総合的な学習の時間の中では、9年間を見通した継続的、発展的な指導が可能となるのではないかと、また、小学校の教員の指導の良さ、中学校教員の指導の良さ等をお互いに理解し合うことで指導の幅が広がるだろう、また、9番目としては、指導上の課題が生じたとき、長いスパンでの情報を元に対応が検討できるだろう。

次に、学校運営につきましても、既設の小中学校の再編を伴う場合には、管理職等の削減や教育施設・設備の再整理などを通じて、教育資源のより効果的な配分ができる。あと、地域コミュニティとの関係としては、9年間通う学校と言うことで、よりいっそうの愛校心や「おらが学校」地域の学校という愛着心が生まれるだろう、また、運動会や文化的な行事が小中同時に開催されますので、小中9年間を通した学びや子どもの成長を目にすることができるだろう。最後として、小中学校両方に子どもを通わせる保護者にとっては、引き取り訓練など行事が一体化することで、来校する負担が軽減するのではないかと。また、学校の安全確保に関する方針への理解も進むのではないかと。以上のように羅列的ですが、お示しさせていただきました。

これ以外にも、こういうものが、または、この中でも特にこれだよ、というものがあれば、教えていただきたい、御議論いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、効果につきましても、御意見をいただきたいと思っております。先ほどの神奈川でのすがたで話題にあがったことを念頭にご協議いただきたいと思っております。

金子委員：児童生徒の5番と6番については、新しくなったからといって現状と変わるのか、こ

れが効果としていえるのか、疑問に思う。現在の小中別々の中でも 5 番、6 番は行われているのではないか。小中一貫校になったから、これができる、というようなこととは違うのではないか。

屋敷座長：そのあたり、作業部会はどうでしょうか。

遠藤委員：たとえば、中学校 3 年生は中学校 1 年生へということですが、もうちょっと小さな子どもたちへ接するということにより効果が生まれるということを考えています。中 3 と小 1 ですと 9 つ違いますので、かわいいかわいいではないですが接していくことができるのではないかと、小学生中学年くらいから中学生を見ると、大人だと思うのですが、そういうところであこがれができるのではないかと、もうちょっと長いスパンで自分の成長を見ることができるのではないかと思うのです。

金子委員：たとえば、集団登下校などは 1 年生から 6 年生で行われていますよね、中学生が入ったからといって、一緒にやるかということそういうわけではないだろう。いろんな行事がすべて一緒にやるというわけではないということを考えないといけませんね。一貫と言いつつも、

屋敷座長：その辺もいろいろ見ていると、どこの学年とどこの学年と一緒にやるのか、中学校 3 年生が小学校 1 年生と一緒に遠足に行くということをやっている学校もある。すべてを小中と一緒にやるということではなく、ある程度の距離感を持ちながら効果があるところで一緒に進めていくということの方がいいのだろうと思っています。

金子委員：現実、我が市でもたとえば 6 年生が 1 年生をそういう形でやっているところはあるのです。現実、今の小中でもやられていることって、小中一貫校になったからできることとは違うのではないかと。

屋敷座長：小中の施設一体型のところであれば、それをよりやりやすくなるというふうなイメージはあると思います。

遠藤委員：中 1 の子どもたちは結局下の子どもたちがいない状況の中で、少しでも小学生と関わり合いを持てるとしたら、いい部分ではないか。逆に小 6 の子どもたちが、中 3 の子どもたちと関わり合う中で、今までは一番上だからといわれていたことが、少し緩和されてくるということがあるかと思う。

確かに日常的な関わり合いというのは一体型が一番ふれあえる、施設が離れてしまうと機会を捉えてというやり方しかできないと思うが、一貫校ならば必要に応じてそういうことができるのではないかと。

屋敷座長：そのほかございませんか。

香山委員：効果とその次の課題について、施設一体型の形と、建物が別になっている形とでは、理念としての小中一貫教育の中で、期待される中身が違うと思うのです。距離も人の問題もお金の問題も、入れ物の問題もある。昨今の財政事情の中で、これが制度化という状況の中で、県や市町村単位で一体型の施設を作るということは、そう期待はできない。これから私たちが話していくときには、そういうことを認識して、区別していかなければいけないのではないかと。理想的なことはたくさんでてくるのだけど、それが当たり前だと思ってこれから公開されて、そういうものだと思っても、実際には、一体型はできないから、ということになってしまうとまたそのギャップが大きいと思う。どこかでそういう舵さばきを考えていかなければまずいの

かなと思っています。

お話の中でも、一体型ならできるけど、現状では、ということがありました。たとえば中学校の英語の教員が小学校に英語を教えに行く、ということは、何年も前から連携の中でやっているのですが、これには非常勤講師が配置されるわけです。行って帰ってくるだけで1時間かかるようなところですので、そういうことも裏付けがなされないとできないわけです。理想だけでは…。連携の中でもそういう状況の中で乗り越えてきている、また、継続している訳なので、やはり一貫となるとさらにそういうことは求められてくると思うので、私たちも注意して話を進めていかないといけないと思います。

屋敷座長：そのほかございませんか。

西野委員：昔から連続する学年って仲が悪かった。一学年離れると面倒を見るけど、すぐ下は仲が悪いということがよくあった。そんなことを考えると、中1と小6というところを見たとき、そんなに理想的な効果が生まれてくるのかな、というところは感じる。異年齢が交ざるのはすごくいいと思う。いろんな年齢の子どもたちが交ざりやすくなるというのはいいことだと基本的には思っている。どうつながりを作っていくか、ということでしょうね。中学に入りやすくなるかもしれないけど、一方で中学に行かない、最初からあの子がいるからあの学校にはいきたくないとか、そういう空気感も悩ましい課題かな、と思う。

吉野委員：さきほどの「すがた」についての協議でも意見が出ましたが、小中学校がそれぞれ得意とする分野、あるいは苦手としている分野をお互いに学びあうことによる効果があるのではないかと思います。例えば評価と部活動、生徒指導ですが、小学校と中学校とでは、起こる問題の質や職員組織も違うため、問題解決の方法も違ってきます。中学校では、問題が発生したとき、学級担任、学年主任、生徒指導担当、教頭、校長という縦の系列の中で、組織だった対応が出来ます。しかしながら、小学校では、学年主任、児童指導担当が中学校と違い学級担任を持っているので、中学校ほど組織だった対応をすることが難しくなります。一方、学校研究ですが、小学校の先生方は全教科について関わる事が出来るので、学校を挙げて教科等の研究を行うことが出来、多くの小学校が積極的に取り組んでいます。しかしながら中学校では、各先生方が専門の教科を担当していること、また生徒指導や中体連行事、学校行事等が多いことなどから、全校挙げての教科研究が難しい状況にあり、小学校ほど積極的に取り組んでいる学校が少ないように思います。このように、小学校と中学校がお互いの得意な部分と苦手な部分を認識し、学びあうことで、教員の資質向上につながっていくという効果が出てくるのではと考えます。

井坂委員：効果というのは、課題解決の方策とまさに表裏一体のもの。かつて中高一貫教育の研究をしていたことがありましたが、そのときも話題になったことは、6年間を一貫したときの中高の異年齢集団であり、人間関係の在り方でした。概念的には9年と6年では違うのかもかもしれませんし、年齢も違いますが、幅広い年齢層の中で学びを作るということでは共通性があります。その中で、安心感というか気持ちの中でのゆとりというか、中高でいえば、入試がないということで安心して勉強ができるという話題は出ていました。小中の間にも壁があるのだろうが、それをどう突破してゆとりや安心感をもって学びを設定できるのか、乗り越えられる子もいるだろうが、現実では乗り越えにくいような子もいて、そういう子たちにも安心感を、と

というのが、「見通しをもった」という言葉につながるのだろうと感じました。効果の中には、系統性の確保とか精神的なゆとりとか長いスパンでの情報という意味で、まさに長いからこそ何ができるのか、ということをもっと明確に書くといよいのではないかと考えます。

井坂委員：効果というのは、課題解決の方策とまさに表裏一体のもの。かつて中高一貫教育の研究をしていたことがありましたが、そのときも話題になったこととしては、6年間を一貫したときの中高の異年齢集団であったり、人間関係であったり、概念的には9年と6年では違うのかもしれませんが、年齢は違いますが、幅広い年齢層の中で学びを作るということでは共通性がある。その中で、安心感というか気持ちの中でのゆとりというか、中高でいえば、入試がないということで安心して勉強ができるという話題は出ていた。小中の間にも壁があるのだろうが、それをどう突破してゆとりや安心感をもって学びを設定できるのか。乗り越えられる子もいるだろうが、現実では乗り越えにくいような子もいて、そういう子たちにも安心感を、というのが、「見通しをもった」という言葉につながるのだろうと感じた。効果の中には、系統性の確保とか精神的なゆとりとか長いスパンでの情報という意味で、まさに長いからこそ何ができるのか、ということをもっと明確に書いてもらおうといよいのではないか。

井村委員：先ほどから学校現場で実際に教育現場に立たれている委員の皆さんから貴重な、非常に興味深いお話をうかがっていました。いただいている資料の中で、教師にとってのメリット、児童・生徒にとってのメリットということでもまとめていただいているのですが、これは、見方によっては、教師にとってのメリットというのは、児童・生徒にとっても学習面でのメリットとなるということで、明確な線引きは難しいという印象を持ちました。8番目の「小学校教員の指導の良さ、中学校教員の指導の良さ等をお互いに理解し合うことで指導の幅が広がる」ということですが、これは、今小中連携をやっている中で効果として認められていて、さらにこれが小中一貫校になればもっとそこがプラスアルファというか、高度化していくのかという意味で効果としてあげられているのかということは、部会での話をうかがいたいと思いました。

また、先ほどの話の中で、小学校と中学校という一つの区分の中でいろいろな話がされておりわかりやすいなと思っていたのですが、冒頭の話にもありましたが、カリキュラム編成を変える場合、3 - 3 - 3とかいろんなパターンが小中一貫の場合ありうるという話になっていくと、実際に今話題にしているようなことは、小中一貫校という全く新しいカテゴリーができたときにどうなるのかなということについて、実際に現場に立たれている先生方の感覚のところまで教えていただきたいと思います。子どもたちの学習の到達度や理解度というのはけっこうばらつきがあると思うのだが、小中一貫になるとそのところがもっときめ細かくできるのか、もちろん、人的な配置というのも大きな課題だとは思いますが。そういうことも期待できるのか。それとも、そういうことはあまり気にしないで、6年制と3年制をつないでいくということが大事になるのか、そのあたりについて、現場の皆さんの意見をうかがいたいと思います。

屋敷座長：それでは、部会の方では連携の成果というものを見て効果を述べているのか、いかがでしょうか。

遠藤委員：その通りでございます。連携でも行っているのですが、より一層深まると考えております。

屋敷座長：それから、小中一貫教育学校と国の方では仮称しておりますが、そうした学校ができ

た場合、カリキュラム編成等について、あるいは、個々の生徒の学びを丁寧に指導できていくのか、あたりについて、まだ、小中一貫が進んでいるわけではありませんが、感触でけっこうですので、香山委員いかがですか。

香山委員：施設一体型でできる部分と学制が変わるといっても……。まだ、イメージしづらいですね。教職員の移動のこともそうですし、免許のこともあるし、簡単には意見としてまとめられないです。施設が離れていて、6 - 3から変わっていったとき、当然子どもたちも移動していくわけですし、いろんな条件を整備していかないと難しいですね。教員の移動もあり、児童の移動もあります。受け入れられるキャパがあるかにも関わります。継続しての指導については、時間さえあればできると思いますが。しかし、今、教員は本当に時間がなくて、会議の時間も削って、行事も削っているような状況ですから。そこにさらにこういうものがきて、いろんなことで整備が必要だと思います。

屋敷座長：条件次第ということも言えるのかもしれません。確かに施設一体型の中では、しかも先生方がある程度いらっしゃるところでは、比較的丁寧に個々の児童・生徒の状況を見ながら指導しているところもあるようです。それから、個人学習も含めてやっているそうです。学校によって体制も違うということです。

それでは次に、今のことと関連しますが、協議事項「小中一貫教育校を実施するうえでの課題と解決のための方策について」です。

8ページの資料6につきまして、作業部会では、まず「課題」となる点をあげております。ここについて、遠藤委員から説明をお願いいたします。

遠藤委員：「課題」も先程の「効果」と同じような形で「すがた」がまだ固まっていない状況でしたので、羅列をしているような形になっています。

まず1つ目としては、低学年の児童にとって登校とか中学校に通うみたいな形になるかもしれない通学距離が長くなる懸念、それから人間関係のこと、小6のリーダーシップがなくなる、また、中1の生徒には不安はないが、入学時に感じるような喜びや期待感が薄くなる、また、転入生については戸惑いが生じる、それから、校舎・敷地が離れている場合の移動の問題がある。保護者にとっては、人間関係がうまくいかないときに長引いてしまう。教員にとっては、慣れ親しんだシステムとは違うことで負担感が増える、9学年が一緒になった行事運営が難しい、異校種の児童・生徒への指導に対する研修体制が未確立なので、発達の段階に応じた指導が展開できるかどうかといったこと。また、現行の制度の中でやる中では、小中の免許を両方持つ教員とそうでない教員との仕事分担の違いから不公平感が生じるかもしれない、また、行事等に係って、教職員の打合せや会議の回数が増えるかもしれない、また、教職員の9年間の教育に関する意識を持続させることが難しい、1校に9年間ずっと勤務できる教員がほとんどいないため、理念の継承が難しい、専任の小中コーディネーターなどの人的配置が必要かもしれない。

また、地域コミュニティとの関係では、やはり統廃合を伴う場合、地域で慣れ親しんだ学校がなくなることへの抵抗感、また、従来の学校を軸とした地域コミュニティが分断される懸念と通学区の再編とともに地域コミュニティの再編の必要性などが挙げられます。

これ以外のところですと、たとえば参考資料の5ページには、施設一体型小中一貫校の教員

免許所持状況をまとめた表を参考に付けております。また、議論の中で、こういうのがあるというのがございましたら、課題、効果になってしまうかもしれませんが、挙げていただければと思います。

それから、6ページには、参考資料6として、施設一体型の小中一貫教育校の取組状況ということで、校長先生の数ですとか、そのようなものを資料として付けさせていただきました。

品川区の伊藤学園では、小中学校で校長先生が一人であること、川崎のはるひ野小中学校では、一貫校とは言っていないのですが、校長先生が二人いること、施設一体型のものを挙げております。協議の参考にさせていただきたいと思います。

参考資料の7ですが、先程から様々な議論が必要だということで、小中一貫教育校の設置基準はどうすればいいのかというご質問を、実は事務局として市町村の方から受けております。この点に関しましては8ページ、9ページ辺りに資料をお付けいたしましたので、後ほど座長の方からお話しをいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

屋敷座長：ありがとうございました。それでは、8ページ、9ページのところの学校設置基準等々に係ることについて簡単にご説明したいと思います。小中一貫教育学校のような、例えば施設一体型にするとどうなのかということですが、そのための基準というのが設置基準という形で、施設の基準が8ページのような形で現在できています。この設置基準というのが10年位前にできあがったものです。それまでは小・中学校の設置基準はありませんでした。高校については昭和20年代からあったのですが、小・中学校にはなくて、これは作らなければならぬのではという議論が昔からあったのです。実は、それに代わるものとして、文部科学省の公立学校を施設整備するときの補助基準というのがあります。公立学校の小学校の国庫負担に関する法律ですが、その基準をもとに補助をいただきながら各自治体、市町村は学校を整備するというふうになっておりますので、そちらの補助基準が事実上、施設整備の方の面積基準になっておりました。その基準の値というのは、8ページにありますような設置基準よりはるかに広がったわけなので、事実上、小中の設置基準は必要なかったということです。ただ、私立の学校につきましては、公立学校の先程のような補助をもらうわけではないので、これは都道府県の首長部局の方でこれに代わるような面積基準を設けていたということがあります。

現在の設置基準では、そういうことですので、公立学校についてはほとんど上回っている状況ではあります。ただし、運動場の面積については、ご存知のように、都心部の方では中々これだけの運動場は確保できないということがあります。例えばこの運動上の面積は、12クラス辺りですと、表では85m×85m位の規模が必要になってくるというふうになってきますが、中々そこまで確保できないというのがございます。実際、品川区の日野学園では敷地は100m×100mしかないところに、これは校舎の敷地面積も含めて整備しておりますが、運動場の面積においてはクリアしていないということはありますが、そのの上のところは但し書きがありますように、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない」ということでこれは適用されますし、先の品川区の場合には、昔の中学校の校地にありまして、グラウンドも使えるような形になっている、ということでもあります。このようかなり、設置基準というのは弾力的に使われることでございます。あまり設置基準にしばられるということはないとうふうに考えます。以上です。

さて、面積についてはそういうことですが、先程御意見もございましたように、どのような形の小中一貫教育の学校を作るかによって課題も色々違ってくるということでございますが、ここでは、あくまでも一般論としてのこれまでの様々な状況から整理いただいたと思いますが、これについて何かご意見がありましたらお願いいたします。ひょっとしたらまだまだ、これ以外にも課題があるかもしれません。お気付きの点がありましたらお願いいたします。

金子委員：これを見て、児童・生徒にとってという中で、ある見方をすれば課題だが、ある見方をすれば長所になるというように私には見えるのですが、例えば、通学距離ですが再編をすると通学時間の距離が長くなる、しかし文科省は、小学校4キロ、中学校6キロという基準があり、横浜市でいうと非常に狭い地域に人口密度が多いですから、常時、通学時間は短い。その短いことは必ずしもいいことではなくて、体力がつかない、つまり4キロ位歩いて登校すると事前に準備運動ができた段階であり、これは長所となる。しかし、その基準を超えたら、スクールバスなどを配慮してあげる。スクールバスをやってしまうと、今度は子どもの体力が低下していく。これは一概に言えない、短所とも言えないし、長所とも言えないし、非常に難しい表現が必要なのかと私は思います。

同じように、人間関係が固定化してしまうということが短所ばかりでもない。長所でもある。これは地域社会でも同じでして、今のような地域社会が中々きちんとしていないような状況で、学校を通して地域社会の団結力が強まる、そういう側面もあるわけで、その表現の仕方としてどうなのかと、課題というふうな表現が適切なかどうか、その辺りのお考えをいただきたいと思いました。

もう一つは、一番下の地域コミュニティとの関係がものすごく大きいのではないかと。私からすると、これは一番であるべきだと思います。つまり、地域の人達が、学校に対して、今は小学校が12学級から18学級ということになりますので、これは中学校も同じになりますが、それが標準の基準と決めてあるわけですが、それより下になってしまうと、統廃合をある意味で考えなければいけない。すぐやるかどうかということは別にして、考えていかななくてはいけない課題ですが、実際には地域はそれを中々許さないということもあります。そういう余裕教室に地域社会が使いたい、統廃合反対だという声の方が強い。地域社会が近くにある学校でどんな活動をしたら地域活動のセンターとして使いたいと思っている方がたくさんいらっしゃる。そういう方達を教育の問題で説得するというのは非常に難しい。何か制度でも変わらない限りは難しい感じがします。

屋敷座長：ありがとうございました。全国的に言いますと、学校の統廃合とセットで小中一貫を進めるということが増えています。その一つは、学校施設整備。学校が老朽化したので、それをどうするかといった時に小中を一緒にして、これまでと違った形での教育効果を上げるということと共に、施設費の節約ということをねらってほしいというふうに思います。

金子委員：チャンスは改築と。そういう時期しか難しいのではないかと思います。

屋敷座長：必ずしも小規模校になったからということではないと。

金子委員：こういう校舎を作ります。こういうふうにやります。だから、いい環境になりますからご理解いただきたいというふうになっていかないと、この小中一貫校というのは難しいのかと思います。

柿木委員：全体的な感想ということで恐縮ですが、小中一貫教育校をどうしても進めていくところを、もう少しきちんとした方がいいのかと思います。先程、色々なご意見が出ていたと思いますが、連携ではなくて一貫校でなくてはだめなところを、もう少し明確にしていって方がいいのではないかと思います。特に、いろいろな「すがた」、そういったところを整理していただいた部分を見て思ったのですが、やはり小中一貫校とか小中連携でなくても必要だと、先程出たようなインクルーシブはそうだと思いますし、メリット、デメリットを見ている、連携でもできるような対応というのがありますので、やはり一貫校をどうしても進めていくということに関しては、もう少し明確にといいますか、それをめざさなければいけない理由というのを明確にしていけばいいのではないかというふうに思います。

田中委員：県で小中一貫教育校を検討していますが、市町村との関係が非常に難しいところが当然あります。県と一つの関係で言えば、市町村もそれなりに共通性がある、一般市町村では人事権を持っていますが、市町村教育委員会で目標を持ってやられているという中で、県として小中一貫教育校を推進するには、ある程度抽象的な表現の中で、先程、柿木委員も言いましたが、どういったメリットがあるのかというのを明確にしていかなければならない。ともすると、どうしてもデメリットの方に目がいってしまう。デメリットについては、県としてはどういった支援ができるのか、人事配置についてどんな支援ができるのか、県としての立場を明確にしていく必要があると思います。

屋敷座長：ありがとうございました。支援の在り方ということにもお話をいただきました。

吉野委員：小中連携については、データにもあるとおり、今まで様々な学校で取り組まれてきました。その連携によるメリットは多くの学校で確認されているようですが、学校が離れているなど物理的な障害があったり、先生方の連携に対する理解がもう一つだったりすることで、思ったほどのメリットが生じなかった学校もあったのではないかと思います。そこで、連携から一貫に、更に一步踏み込んで取り組みを進めていくことにより、今まであきらめていたメリットが新たに生み出せることにもなるのでは、可能性が広がっていくのではとも考えます。

屋敷座長：ありがとうございました。課題と解決に向けた方策についての整理ですが、米澤委員いかがですか。この中身がかなり色々なことが入っていて、もう少しある基準でもって、内容という意味ではなくて、先程の話で言いますと、メリットにもなる、デメリットにもなるようなものと、それから、どうしてもこここのところが課題として出てくるようなこととレベル差があるような気がしますが、この辺の整理について何かご意見があればいただきたいと思いますが。

米澤委員：今日の段階で言うと、9年間の学びと育ちがどうなのかという実態の部分を明らかにして、そこでどういう課題があるのかを出さない限り出てこないのではないかと思います。色々議論が出ていますが、たぶん、学校現場では小学校からも中学校からも一貫教育にしてほしいという要望は一つもないと思います。しかし、子どもの実態から見るとやっていく必要がある、やっている所で効果が出ている、その辺のところを見極めて、県民の方々もそうでしょうが、教職員自体、保護者の皆さんみんなが納得できるような形、「だからやるのだ」という形でないと、課題を克服していく力はないのではと思いますが。

屋敷座長：重要な指摘をいただきました。その他いかがでございましょうか。その辺り、今の米

澤委員のご発言に関わって、小中の先生は中々前向きにはならないという実態がありますでしょうか。

岩間委員：前向きかと言うと前向きではないのかもしれませんが、今お話があったように、子ども達にとってこういう効果があって、こういう子ども達ができる、という言い方は変かもしれませんが、具体的な姿が見えればどんな努力もするかもしれませんが、先程おっしゃっていましたが、具体的な姿がまだ見えない、地区ではないが同じ建物の中でできるものと、もう一つは距離の問題もあると思うのですが、すぐ隣同士の小中学校なのか、それともうんと離れている、それから先程の話に出ていました、うちは2小1中なので、すごく連携はし易いのですが、全部授業参観に行きますが、年に1回ずつ位しか行けない。その位の連携なのです。ところが香山委員のところなんかは5校あるわけですから、そうなるものすごく大変になってくるわけです。ですからその辺りのところ、本当に小さい単位の方ですが、考え方によってです。

それから、先程からお話があったように、統廃合の時。私は今の学校の前は廃校といいますが、閉校して出てきています。そういう時は建物も考えますし、設計も考えますので、そういうところは、そういう地域はチャンスかと思えます。高校なんかは皆そうですよね。多いと思えますが、私が見学に行った平塚学園とかはそれで固めてしまった、一応そんなところですよ。

香山委員：小中一貫教育の制度化だけではなくて、その教育再生実行会議から矢継ぎ早に出される提言への対応で、現場はとにかくアップアップです。それが定着する前に次が来るのです。しかし、学校現場はそれらをスクラップできないのです。ですから、今年度、教育の施策としてどれを取っていくのか...等の協議については、なかなか十分な時間が取れない実状があります。校長会自体も、例えばいじめの問題であるとか、神奈川の場合はインクルーシブ、そういうところは課題としていますが、正直、小中一貫教育の制度化については追いついていない。来年度以降は、当然かもしれませんが、連携は続いているわけですので、そちらをいかに充実させていくかという、そういう状況の中でいかに中1ギャップを埋めていくかということは、それこそ財産として蓄積されていますが、それが実状だと思います。

屋敷座長：そういった意味では連携を充実して、一貫にどこまで近づけられるかということが一つポイントになるかと思えますし、県全体としてその辺の連携をどこまで底上げできるかというところを今回のまとめとしてご検討いただければと思います。

さて、それでは課題及び解決策についてのご意見は他にございますか。

それでは先程の効果についてのまとめもそうですが、この課題及び解決策についても、先程出ました色々な意見を踏まえて、作業部会の方で改めて示していただければと思います。

一通り、協議題に即して進めてまいりましたが、全体を通して何かお気づきの委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。何でも結構でございます。特に作業部会の方をお願いしたいことがございましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

西野委員：難しいですが、どうしても一貫教育がいいという強い思い、「やっぱりこっちに」というのが言えずに漠然としているなというのが正直な感想です。それから、不登校の問題というのは、たとえ中1ギャップという言葉を取り外した場合にでも、どんな学校ができてでも不登校の子は生みだされるだろうな、どんなに理想的な学校に向かっても不登校の子が生みだされる時に、その子達が行ける場所をどのように作っていくのかというのがまたもう一つ別の課題

として出てくるのではと感じています。中1ギャップという捉え方がどこまで有効な捉え方なのか、そもそも、数的にはそこに大きなギャップは出てきますが、共通の教育目標を持ってそこをめざしていく学校を小中一貫で作っていった時に、そこにもどうしても合わない子達が生みだされるということにどういうふうに対策を取るかということも、また新たな問題になるだろうという感じはしているのです。だから、そもそもこれをやはり突き進めていくだけのエネルギーと、今出ている先生達の負担の問題を考えると、ちょっとまだ“もや”がかかっている状態というのが率直な感想です。

屋敷座長：ありがとうございました。

金子委員：小中一貫校で中1ギャップというのが少なくなるという見通しで進んでいると思いますが、しかし私が思うに、そうしたとしても、依然課題は残るだろうと思います。だから、そのことをきちんと、小中一貫校がバラ色の計画ではないということをやっているかないと、誤解を与え、必要以上の希望を持たせてもいけないのではないかと思います。

西野委員：従来の学校になかなか合いづらい子達が、相談指導学級というような昔の情緒障害児学級みたいに学籍ごと移せる学校、小中の長いスパンの中で緩やかな教育システムのもとで学校を卒業していける、学校に親しめるというような意味での小中一貫校もありかなとも思っています。情緒障害児の枠を外せるといいですが、要するに今までのシステムに合いづらい子たちが緩やかな育ちの中で地元からちょっと離れたところでゆっくりという小中一貫校があると、それはそれなのかなとったりしています。これは不登校問題に特化している考え方なので、本質的に今回、検討する問題とは違いますが、ただ言えることは、中1のギャップが減ったとしても絶対不登校は減らないのではないかと。あらたに小学生に多く生み出されるような気がしています。

屋敷座長：それでは、そろそろと時間となりました。本日の協議はここまでにしたいと思います。委員の皆様、熱心なご協議、ありがとうございました。次回、今回の資料にありますように、モデル校も含めて議論になると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、司会を事務局に引き継ぎます。よろしくお願ひします。

司会：では、委員の皆様、お疲れ様でした。本日いただきましたご意見につきましては、9月、10月の作業部会の中で、もう一度論点の整理をして、次回、11月に予定をしていますが、次回のこの検討会議での草案づくりに活かしていきたいと考えております。

それでは、9ページの資料7をご覧くださいませでしょうか。本日、議題にはなっていませんが、今後、一次報告、そして最終報告といった形で取りまとめをしていく方向でありますが、どのような項目で取りまとめをしていけばよいか、ということを案という形で作ったものが資料7でございます。

こちらの項目については、こういった項目も必要ではないかという追加の部分や、また、この項目は必要ない、またはこういうふうに変えたらいいのではないかというご意見をいただければと思っております。

それにつきましては、10ページをご覧ください。10ページに今回の会議を受けてご意見を聞かせていただくための項目立ての用紙をつけてございます。お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、本日、議論いただいたことを基に、お気づきの点を御記入のうえ、事務局まで

お送りいただけたらというふうに考えています。

この資料につきましては、電子データで事務局の方から皆様に送らせていただきますので、申し訳ありませんが、9月26日の金曜日を目途に、メールで送り返していただけると大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、11月の第3回に向けましては、また皆様に改めて日程調整をさせていただきますので、今後、担当の方から連絡がいきましたらよろしくお願いいたしますと思います。

最後に、閉会の挨拶を 教育局支援部長 吉野より申し上げます。

吉野支援部長：皆様方、本日は大変に貴重なたくさんのご意見をありがとうございました。皆様のお陰で、大変充実した会議となりましたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

事務局の方からも今ございましたが、今日の会議を受けまして、9月から11月の間に作業部会を持たせていただきまして、次回の検討会は11月を予定してございます。また日程が決まりましたらお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

これで、第2回小中一貫教育校の在り方検討会議を終了いたします。誠にありがとうございました。

司会：以上をもちまして、在り方検討会議 第2回を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。お忘れ物がないう、気をつけてお帰りください。ありがとうございました。